

令和4年 第12回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月22日 (木) 16時00分～16時30分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠席議員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議案日程 報告第 20号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
議案第 25号 現況証明(非農地証明)の発行の件について

8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は15名で議事録署名委員は7番委員と8番委員です。

よろしくお願い致します。

『報告第20号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第20号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書は2頁になります。農地法第5条の所有権移転・転用の届出になります。次のとおり受理したことを報告します。申請件数は5件の7筆になります。申請番号1、場所は大字門川尾末字横枕の1筆で、両地目とも田で面積は154㎡です。本件は有償の所有権移転です。転用用途はその他の業務用地で転用事由は資材置場です。申請番号2、場所は大字門川尾末字横枕の1筆で、両地目とも田で面積は594㎡です。本件も有償の所有権移転となります。転用用途はその他の業務用地で転用事由は資材置場です。3頁をご覧ください。申請番号3、場所は南町2丁目の3筆で全筆とも両地目は畑、面積は合計で862㎡です。本件も有償の所有権移転です。転用用途は住宅用地で、転用事由は自宅及び事務所となります。申請番号4、場所は須賀崎1丁目の1筆で、両地目とも畑、面積は467㎡です。本件も有償の所有権移転です。転用用途は、住宅用地で転用事由は個人住宅です。申請番号5、場所

事務局長

は大字加草字鴨原の1筆で、両地目とも畑で面積は201㎡です。本件も有償の所有権移転です。転用用途は住宅用地で転用事由は住宅となっています。4頁～11頁にかけて地図を掲載しております。5頁をご覧ください。申請番号1、2の地図になります。梅ノ木地区になります。数年前に開通している、町道門川高校通線の西側に沿って申請農地が2筆あります。7頁をご覧ください。申請番号3の地図になります。南町1区になります。県道土々呂日向線の東側に就労継続支援事業のキャッチボールがありますが、この施設の南の方向に3筆があります。9頁をご覧ください。申請番号4の地図になります。須賀崎地区になります。地図の右側に、森迫胃腸科内科がありますが、この医院の南西方向に申請農地があります。11頁をご覧ください。申請番号5になります。加草2区になります。丸バエ川が左上から右下の方に流れておりますが、それに沿って町道加草枝橋線が通っております。町道の北側になりますが、そこに申請農地があります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。続きまして『議案第25号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第25号 現況証明(非農地証明)の発行の件について説明致します。議案書の12頁になります。次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求めます。記載のとおり、申請は2件の6筆になります。申請番号1、場所は大字庵川字摺木の4筆で2筆が両地目とも畑、もう2筆が両地目とも田となっています。面積は合計で5,181㎡です。判定地目及び利用状況は雑種地となっています。申請番号2、場所は同じく大字庵川字摺木の2筆で、1筆が両地目とも田で、もう1筆が両地目とも畑となっております。面積は合計で2,570㎡です。判定地目及び利用状況は雑種地となっています。13・14頁に地図を掲載しております。14頁をご覧ください。申請番号1と2になります。庵川地区の県道遠見半島線が新川橋から民宿母子里までの途中に申請農地が6筆、密集した状態です。以上、ご審議願います。

議長

事務局の説明が終わりました。申請番号1・2について推進委員のご意見を伺います。

米澤推進委員

推進委員の米澤です。申請番号1・2について、12月14日に岡田係長の案内で染田委員、藤本委員と私の4名、申請者1名が合流して現地確認を行いました。申請番号1、現地は県道遠見半島線の新川橋から500mほど登った所の中間点の右側にあります。2筆とも現況は雑種地になっており、現地は山林に囲まれており、山から直接水が流れ込むような状況です。10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として利用することが困難な土地であるという理由で申請に至ったとの事です。次に申請番号2、申請番号1と同日に5名にて現地確認を行いました。申請地は、傾斜地に段々畑の様な畑と田が存在しており現況は雑種地となっております。

米澤推進委員

申請番号1と同様、農地として利用することが困難な土地であるという理由で申請に至っております。以上、審議の程、よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。以上を持ちまして、令和4年第12回農業委員会定例総会を閉会します。

令和4年12月22日

議事録署名人

7番委員

兒玉 道治

8番委員

川崎 正義